

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の
一部改正について

今般、酸素及び窒素の価格の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第97号）が公布され、令和元年10月1日から適用されること等に伴い、下記のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1の第2章第9部J201（1）中「0.31円」を「0.32円」、「0.41円」を「0.42円」、「2.31円」を「2.36円」、「0.28円」を「0.29円」、「0.46円」を「0.47円」、「0.62円」を「0.63円」及び「3.09円」を「3.15円」に改める。
- 2 別添1の第2章第9部J201（16）中「平成25年1月1日から平成26年3月31日」を「平成30年1月1日から令和元年9月30日」及び「105分の108」を「108分の110」に改める。
- 3 別添1の別紙様式25中「平成」を「令和」に改める。
- 4 別添1の別紙様式25中〔記載上の注意事項〕を1の前とし、〔記載上の注意事項〕2中「平成25年1月1日から平成26年3月31日」を「平成30年1月1日から令和元年9月30日」、「105分の108」を「108分の110」に改め、なお書に下線を引く。